

道有林基本計画(素案)

北海道

目 次

はじめに.....	1
第1 計画策定の考え方	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	3
第2 道有林の整備・管理に関する基本的な方針	4
1 前基本計画の取組の評価.....	4
(1) 前基本計画の施策の評価.....	4
(2) 前基本計画の目標の進捗状況.....	5
2 道有林を取り巻く主な動向.....	5
(1) 森林・林業政策の動き.....	5
(2) 人工林資源の現況と木材需要の高まり.....	6
(3) 林業労働を取り巻く状況.....	7
3 道有林の果たすべき役割と課題.....	7
(1) 道有林の果たすべき役割.....	7
(2) 直面する行政課題への対応.....	7
(3) 長期的な行政課題への対応.....	10
4 基本方針と重点取組事項.....	11
(1) 森林の現況に応じた多様で先導的な森林づくり.....	11
(2) 資源や技術力を活用した地域貢献.....	11
5 計画の長期的目標.....	13
(1) 森林の現況に応じた多様で先導的な森林づくり.....	13
(2) 資源や技術力を活用した地域貢献.....	15
第3 道有林の整備・管理に関する基本的な事項	16
1 地域の特性に応じた先導的な森林づくりに関する事項.....	16
(1) ICTを活用した森林資源の把握.....	17
(2) 積極的な伐採・再造林.....	17
(3) 天然力を活用した森林づくり.....	18
(4) 路網の整備.....	19
(5) 森林の保全.....	19
(6) 森林の管理.....	20
2 技術力・資源を活用した地域貢献に関する事項.....	20
(1) 森林施業の低コスト化・省力化の推進.....	21
(2) 道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成.....	21
(3) 地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給.....	22
(4) 企業と連携した森林づくりによるゼロカーボン北海道への貢献.....	23
(5) 胆振東部地震被災地の復旧.....	23
(6) 道有林の森林づくりを担う人材の育成.....	23
(7) 道有林の活用.....	23
第4 計画の推進体制	25
1 推進体制.....	25
2 整備管理計画の策定.....	25
3 推進管理.....	25

はじめに

道有林野（以下「道有林」という。）は、北海道が所有する約 61 万ヘクタールの森林で、本道の森林面積の約 11%を占め、明治 39 年(1906 年)に国から譲与を受けた約 19 万 ha の「模範林」と、同 44 年(1911 年)から大正 11 年(1922 年)までに譲与を受けた約 45 万 ha の「公有林」が基礎となっています。模範林の設定当初の目的は、模範的な林業経営を通じて、民有林の振興を図るほか、道財政に寄与することであり、当時は、木炭の生産販売の指導、市町村の森林計画の指導監督、荒廃地造林の助成、苗畑の運営と苗木の無償交付等を担っていました。また、公有林の設定当初の目的は、道内市町村の教育・産業などの振興であり、交付金により市町村に対して財政支援を行ってきました。

道有林は、戦後の復興や経済の高度成長期の旺盛な木材需要に対応するとともに、人工林の造成を積極的に行い、森林資源を育成してきました。しかしながら、プラザ合意後の円高の進行による輸入材の増加に伴い、道産材の需要が停滞し、道有林の伐採量は減少傾向となりました。一方で、社会経済の成熟に伴い、道民の森林に対する要請は多様化・高度化し、国土の保全や水源の涵養^{かん}、森林レクリエーションの場の提供、希少動植物の保護など公益的機能の高度発揮が求められるようになりました。

このように、道有林の 110 年を超える歴史の中で、社会の要請に応じた森林づくりを進めており、これからも社会から求められる役割を果たしていく必要があります。このため、本計画では、森林・林業・木材産業が直面する課題、道有林が果たすべき役割、これから進むべき方向について、明らかにすることとします。

高度経済成長期に造成した人工林資源については、近年、本格的な利用期を迎えており、地域の木材需要は増加傾向にあります。一方で、今後、人工林の高齢化への対応を進めなければ、これまで主に利用してきた比較的若齢の資源の安定的な供給や森林吸収量の確保が将来的に懸念されます。

令和 2 年(2020 年)以降の温室効果ガス排出削減等のための国際的枠組みである「パリ協定」が平成 28 年(2016 年)に発効し、令和 32 年(2050 年)までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「2050 年カーボンニュートラル」を国が表明しています。また、少子高齢化や人口減少が進行する山村では、今後益々、林業労働力の確保が困難となることが懸念されています。

北海道森林づくり基本計画では、ゼロカーボン北海道の実現に向けた森林整備の推進、ICTを活用したスマート林業による効率化・軽労化の推進、HOKKAIDO WOODブランドの浸透による道産木材の需要拡大などについて重点的に取り組むこととしており、道自ら所有し管理運営する道有林においては、資源や技術力を最大限活用し、多様で健全な森林づくりを先導的に実践することにより、水源涵養^{かん}や国土の保全などの森林

の公益的機能の高度発揮や森林吸収源対策の推進、先進的な林業技術の実践、地域の林業事業体の育成、地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給、胆振東部地震被災地の森林・林業再生への貢献、木育の場の提供などの役割を果たしていくこととします。

また、中長期的な課題として、これまで伐採の主体となってきた30年から60年生の人工林資源の減少が見込まれることから、公益的機能の高度発揮や地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給を図るため、積極的な主伐・再造林に加え、広葉樹が混交した人工林の針広混交林化など北海道らしい森林づくりに取り組んでいきます。

最後に、現在、道有林の整備・管理を担う職員の約4割が10代、20代であり、組織の若返りが進む中、技術の継承が喫緊の課題となっています。このため、道有林において培ってきた、森林を見る確かな目、自然の力を引き出す技術、先導的な森林づくりを行うための創意工夫の精神など森林の機能を高度に発揮させていくための知見や技術の継承に努めるとともに、ICTなどの最新技術を取り入れて、現場の技術力を磨き上げることにより、職員一丸となって計画の目標達成に向けて、取り組むこととします。

第1 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

道有林基本計画（以下「計画」という。）は、「北海道有林野の整備及び管理に関する規程」（平成14年4月1日訓令第17号）の第5条に基づき、森林の計画的な整備と適正な管理を行うために策定するものです。

本計画は、森林の整備・管理に関する基本方針や基本的事項を明らかにするものであり、各総合振興局長又は振興局長が道有林の管理区ごとに策定する整備管理計画の基準となるものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、北海道森林づくり条例（以下「条例」という。）に基づき策定する北海道森林づくり基本計画の施策別計画として位置づけられています。

3 計画の期間

本計画は、令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間を計画期間とし、伐採や造林等の森林整備に関する計画量を前期5年、後期5年に分けて定めます。

なお、北海道森林づくり基本計画の見直しや森林資源の状況、道有林を取り巻く社会・経済情勢に適切に対応していくため、必要に応じて本計画を見直すこととします。

第2 道有林の整備・管理に関する基本的な方針

1 前基本計画の取組の評価

前計画においては、森林の多面的機能を持続的に発揮すること、地域と一体となった森林づくりを進めることを、基本的な方針として、期待される機能に応じた森林の整備や森林の保全の推進、地域の森林づくりの促進、道有林材の戦略的な供給、森林の多様な利用の推進を行うこととしていました。これらの主な施策の進捗状況等の評価は、次のとおりです。

(1) 前基本計画の施策の評価

ア 期待される機能に応じた森林の整備の推進

道有林全域について、公益的機能を重視する森林に位置づけるとともに、持続的に森林経営を行うために策定した森林経営計画に基づき、適切に整備・管理を進めました。

事業の進捗率は、伐採材積と路網整備については、順調ですが、間伐面積や造林面積については、台風被害の復旧を優先させた結果、やや遅れています。伐採・造林作業の担い手の不足に対応するため、伐採・造林作業の低コスト化や省力化が課題となっております。

表1 森林整備の実績（治山事業を含む）

	計画量※1	実績見込み※2	進捗率
伐採材積(千m ³)	2,649	2,657	100%
間伐面積(百ha)	238	192	81%
造林面積(百ha)	73	61	84%
路網開設延長(km)	78	100	128%

※1 平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）の前期計画量

※2 令和3年度（2021年度）は実績見込み

イ 森林の保全の推進

希少な野生動植物の生息・生育地となっている森林の18箇所と保護林など貴重な森林の15箇所について、生物多様性保全の森として設定し、モニタリングを実施し、生物多様性の保全の取組を着実に推進しました。引き続き、生物多様性の保全を進めることが必要です。

ウ 地域の森林づくりの促進

高性能林業機械が作業しやすいよう間伐の約7割を列状で実施したほか、地拵えの約4割を大型機械により実施し、コンテナ苗の利用を進めるなど、低コスト施策に

率先して取り組みました。造林の担い手不足に対応するため、さらなる造林作業の省力化が課題となっています。

エ 道有林材の戦略的な供給

素材生産を担う林業事業者が、長期的に事業を受注できる仕組みを導入したほか、素材生産事業者や木材加工業者等と締結した協定に基づき原木を 203 千 m^3 供給するなど、地域の木材需要に応じて、安定的に原木を供給しました。今後、供給量の増加が予想されるトドマツ大径材の高付加価値化や、需要が高まっている広葉樹材の供給が課題となっています。

オ 森林の多様な利用の推進

道有林のフィールドで実施された木育活動への参加人数は 6,211 人であったほか、森林吸収量の認証を受けたオフセット・クレジットの販売量が、累計で 1,201t-CO₂ となるなど、森林づくりに対する道民の理解と参加を促進しました。今後、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、企業と連携した森林づくりの推進が課題となっています。

(2) 前基本計画の目標の進捗状況

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるためには様々な樹種・林齢の人工林や天然林がバランス良く配置されている必要があることから、「道有林における育成複層林など多様な森林に誘導する人工林の面積」を目標の指標として設定しました。

前基本計画の策定後、自然条件、社会条件の優れた人工林では、積極的に主伐・再造林を進め、発揮を期待させる機能に応じて、単層林施業や複層林施業を実施し、人工林を主体として健全な森林づくりを進めたことにより、目標に対する実績は順調に推移しています。

表 2 指標「道有林における育成複層林など多様な森林に誘導する人工林の面積」の進捗状況

平成 27 年度 実績	令和元年度 実績	令和元年度 目標	令和 8 年度 目標
37 千 ha	42 千 ha	42 千 ha	51 千 ha

2 道有林を取り巻く主な動向

(1) 森林・林業政策の動き

令和 32 年度 (2050 年) までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「2050 年カー

ボンニュートラル」を国が表明し、新たな「地球温暖化対策計画」（令和3年10月閣議決定）において、森林吸収量の目標を現行計画の2,780万t-CO₂から3,800万t-CO₂に引き上げました。また、道では2050年「ゼロカーボン北海道」の実現に一層貢献していくため、森林の整備や木材利用にこれまで以上に積極的に取り組むこととしています。

一方、平成27年（2005年）には、国連において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に「持続可能な開発目標」（SDGs）が掲げられました。SDGsは、17の目標から構成され、森林については、目標15「持続可能な森林の経営」のほか、様々な目標に関連しています。

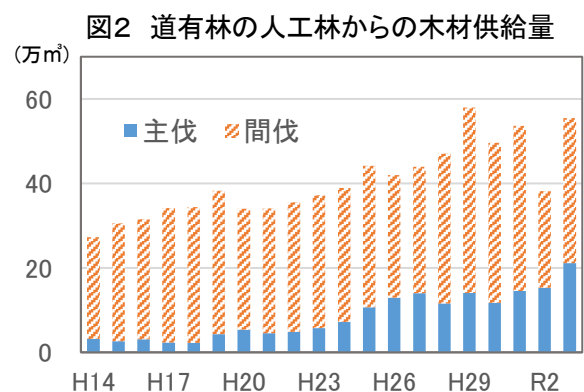
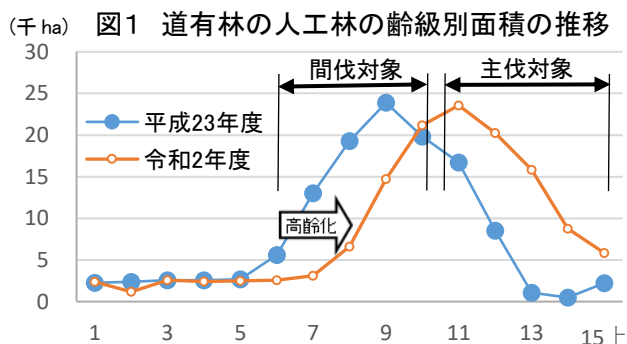
さらに、平成22年（2010年）に愛知県名古屋市で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」において、同条約を効果的に実施するための「愛知目標」が定められたほか、平成24年（2012年）には、生物多様性保全の取組を進める国家戦略が閣議決定されています。

また、北海道森林づくり基本計画では、ゼロカーボン北海道の実現に向けた森林整備の推進、広葉樹資源の有効活用、道産トドマツ材の安定供給と流通体制の強化、森林づくりを支える担い手の育成・確保、スマート林業による効率化・軽労化の推進、HOKKAIDO WOODブランドの浸透による道産木材の需要拡大、木育マイスターや企業などによる木育活動の推進などを施策展開の重点的な柱と位置づけています。

（2）人工林資源の現況と木材需要の高まり

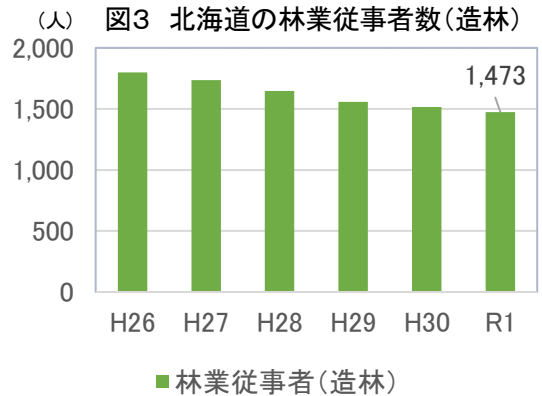
道有林のトドマツ、カラマツなどの人工林の約6割は利用期を迎え、引き続き、主伐の対象となる高齢の人工林が増加し、間伐の対象となる成長が旺盛な若齢の人工林の減少が見込まれます。

こうした中、地域の木材需要に応じて、道有林からの人工林材の供給が増加しており、主伐量や造林面積も増加傾向にあります。また、伐採量の大半を占める間伐は、資源状況から今後、減少が見込まれることから、将来的には、今まで利用されてきた比較的若齢の資源の安定供給が懸念されます。



(3) 林業労働を取り巻く状況

植栽や下刈りなどの作業は、人力作業が主体となっていることから、作業の省力化が課題となっています。また、造林分野の林業従事者は減少傾向にあることから、今後、造林面積の増加が見込まれる中で、担い手の確保が懸念されます。



3 道有林の果たすべき役割と課題

(1) 道有林の果たすべき役割

道では、条例第22条に「道は、道有林野について、公益的機能の維持増進を図るため、計画的かつ適切な管理運営を行うものとする」と定めており、道有林において、公益的機能の維持増進を図ることを基本としたうえで、北海道森林づくり基本計画で示す施策を、道自ら所有する道有林の強みを活かして先導的に実施し、条例の基本理念である「地域の特性に応じた森林づくり」、「林業及び木材産業等の健全な発展」、「道民との協働による森林づくり」の実現に貢献するよう取り組む必要があります。

北海道の林業・木材産業は、「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた森林整備の推進、天然林資源の有効活用、道産トドマツ材の安定供給と流通体制の強化、森林づくりを支える人材の育成・確保、スマート林業による効率化・軽労化の推進、道産木材の需要拡大、木育マイスターや企業などによる木育活動の推進など様々な課題に直面しており、その解決に向けて、先導的に取り組んでいく必要があります。

このため、多様でまとまりのある森林を有するほか、公益的機能の発揮に配慮して木材生産を進めてきた道有林の特性を活かし、森林の現況に応じた多様な森林づくりを実践し普及します。

また、長期的な資源や木材需要の推移を予測し、公益的機能の高度発揮や、地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給に向けて、植栽木を主体としたこれまでの取組に天然木の有効活用の観点を加え、北海道らしい森林づくりを実践することとします。

(2) 直面する行政課題への対応

北海道森林づくり基本計画では、条例の基本理念の実現に向けて、重点的に取り組む施策が示されています。その各施策について、道有林において、先導的に取り組む内容は以下のとおりです。

ア 取組①ゼロカーボン北海道の実現に向けた活力ある森林づくり

(北海道森林づくり基本計画における取組)

「ゼロカーボン北海道」の実現に貢献するため、「低コスト施業の推進」、「クリーンラーチ苗木の増産」及び「適切な間伐等の推進」に取り組み、活力ある森林づくりを推進します。

(道有林における取組)

- ・適切な管理運営により森林吸収量の確保に貢献します。人工林においては、森林の現況に応じて、積極的な主伐と成長の早いクリーンラーチ等の植林を推進し、森林の若返りを図ります。
- ・広葉樹が混交しはじめている人工林や法令の制限により施業方法に制約がある人工林などについては、必要に応じて間伐を実施して針広混交林へ誘導し、森林吸収量の確保に貢献します。
- ・天然生林を森林吸収源として算定するため、9割以上を保安林として適切に管理し、森林吸収量の確保に貢献します。

イ 取組②広葉樹資源の育成・有効活用

(北海道森林づくり基本計画における取組)

利用可能な資源の多様化を図るため、「広葉樹資源の的確な把握」、「広葉樹を活かした森林施業」及び「原木の供給と利用の拡大」に取り組み、広葉樹資源の価値を高めます。

(道有林における取組)

- ・持続的な天然林施業に向けて、植栽木を主体とした従来の森林資源把握に加え、ICTを活用して天然木の資源量を把握する新たな手法を確立します。
- ・森林の持つ木材生産機能に加え、公益的機能を高度に発揮させるため、現況に応じて、人工林の針広混交林への誘導、活力ある広葉樹天然林への誘導を行う北海道らしい森林づくりを推進します。
- ・資源状況と木材需要を踏まえ、公益的機能の発揮に配慮しながら広葉樹材を供給します。

ウ 取組③道産トドマツ建築材の安定供給体制の強化

(北海道森林づくり基本計画における取組)

今後、一般民有林からの伐採増加が見込まれる「トドマツ人工林材」を最大限に有効活用するため、「トドマツ資源の的確な把握」、「原木の安定供給」及び「市場が求める製品の生産」に取り組み、品質や性能の確かな建築材としての供給力を強化します。

(道有林における取組)

- ・増加する地域の木材需要を踏まえ、人工林の計画的な伐採によりトドマツ材を安定的に供給します。

- ・トドマツ大径木の高付加価値化に取り組む地域の製材工場や素材生産事業者等と協定を締結し、トドマツ原木を安定的に供給します。

エ 取組④森林づくりを担う「人材」の確保

(北海道森林づくり基本計画における取組)

全道で人口減少と高齢化が進む中、道内外から広く、森林づくりを担う人材を確保するため、「担い手の育成・確保」及び「林業事業者の経営力強化」に取り組みます。

(道有林における取組)

- ・コンテナ苗植栽や下刈り作業の軽労化など造林・保育作業の低コスト化・軽労化に資する技術の実証・普及に取り組みます。
- ・森林施業の低コスト化・省力化に取り組む地域の林業事業者を公募して事業を実施することにより、林業事業者の技術力・経営力の向上に努めます。
- ・北海道立北の森づくり専門学院の実習用のフィールドを提供します。

オ 取組⑤スマート林業による効率的な施業の推進

(北海道森林づくり基本計画における取組)

今後見込まれる労働人口の減少や木材生産量の増加に対応するため、「造林・保育作業の効率化」及び「素材生産作業の効率化」に取り組み、ICT等の先進技術を幅広く活用した「北海道らしいスマート林業」を推進します。

(道有林における取組)

- ・地域により植栽樹種や気象などの条件が異なる中で、全道に広がる道有林において、地域の特性に応じた「スマート林業」に取り組み、新たな技術の実証・普及を進めます。
- ・航空レーザ計測の成果やドローンの撮影画像を活用して、広範囲の森林資源を効率的に把握する手法を確立し、普及します。
- ・コンテナ苗植栽や下刈り作業の軽労化など造林・保育作業の低コスト化・軽労化に資する技術の実証・普及に取り組みます。

カ 取組⑥HOKKAIDO WOOD ブランドの浸透による道産木材の需要拡大

(北海道森林づくり基本計画における取組)

道民の暮らしに道産木材製品が定着し、道産木材の需要拡大を図るため、「HOKKAIDO WOOD のブランド力強化・普及拡大」及び「住宅や建築物等における道産木材の利用促進」に取り組みます。

(道有林における取組)

- ・森林認証材や木質バイオマスの需要の拡大、CLT等の新たな製品・技術の開発な

ど地域の木材需要に対応できるよう、豊富な資源の中から、技術力を活かして伐採木を選定し、原木を供給します。

- ・民間施設への波及効果が大きい木造公共建築物に原木を供給します。
- ・トドマツ合板の型枠としての利用など森林土木工事において、道産木材を率先して利用します。

キ 取組⑦木育マイスターや企業などによる木育活動の推進

(北海道森林づくり基本計画における取組)

道民との協働による森林づくりを実現するため、多様化する木育活動をコーディネートする木育マイスターの育成やネットワーク化を全道各地域で推進するとともに、環境保全意識が高い企業等に対して木育活動への参加を積極的に働きかけます。

(道有林における取組)

- ・木育マイスターや企業が連携して、道民の様々なニーズに応じた森林づくり活動を実施できるよう、フィールドを提供します。
- ・木育活動を進める企業等に対して、市町村と連携してオフセット・クレジットを販売し、カーボン・オフセットの取組を普及・拡大します。

(3) 長期的な行政課題への対応

現在、木材生産の大半を占める人工林では、高齢化が進んでいることから、将来的にこれまで主に利用されてきた比較的若齢の資源の安定供給が懸念されます。

かつての北海道には針葉樹と広葉樹が混交した天然林が広がっていました。針葉樹、広葉樹の大径木に恵まれるとともに、上層、中層、下層にバランスよく多種多様な樹木が配置されており、木材等生産機能だけでなく、動植物の生息・生育の場などの生物多様性保全機能をはじめとした公益的機能についても高度に発揮されていました。

こうした北海道らしい森林へ誘導していくことを視野に入れて、道有林においては、公益的機能を高度に発揮させたいと、地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給に向け、植栽木を主体とした現行の森林づくりに、天然木の育成や有効活用の観点を加え、森林資源の保続が図られるよう森林づくりを先導的に実践していく必要があります。このため、

- ① ICTを活用して、植栽木に加え天然木の資源量を把握する新たな手法の確立
- ② 森林の現況に応じて、積極的な主伐・再造林、人工林の針広混交林化、活力ある天然木の育成を行う北海道らしい森林づくりの確立
- ③ 植栽木に加え天然木を有効に活用した地域への原木の供給

といった取組を推進します。

4 基本方針と重点取組事項

道有林の果たすべき役割と課題を踏まえ、「森林の現況に応じた多様で先導的な森林づくり」と「資源や技術力を活かした地域への貢献」を計画の基本方針とし、基本方針毎に重点的に取り組む事項を示します。

(1) 森林の現況に応じた多様で先導的な森林づくり

道民の財産である道有林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況に応じて、積極的な主伐・再造林、人工林の針広混交林化、活力ある天然林の育成といった多様な森林づくりを先導的に進めます。そのためには、植栽木や天然木の樹種や蓄積などの森林資源の現況を把握する必要があるため、これまで人力で行ってきた調査の省力化を図るため、ICTを活用します。

また、一般民有林においてもトドマツ資源が利用期を迎え、伐採が本格化していることから、自然条件、社会的条件を踏まえた積極的な伐採と再造林、森林施業の低コスト化・省力化の推進、大径木の高付加価値化といった取組を進め、トドマツ人工林施業を確立します。

ア ICTを活用した森林資源の把握

〈重点取組事項〉

- ・自然条件や社会的条件を踏まえて、施業実施箇所を適切に選定し、計画的に事業を実施するため、航空レーザ計測などのICTを活用して広範囲の森林資源を効率的に把握します。

イ 積極的な伐採・再造林

〈重点取組事項〉

- ・自然条件や社会的条件が良い人工林について、生物多様性の保全などの公益的機能の発揮に配慮しつつ、計画的な伐採と着実な再造林を積極的に進めます。

ウ 天然力を活用した森林づくり

〈重点取組事項〉

- ・広葉樹と混交している人工林や上層・中層・下層の多段林の様相を呈している天然林においては、森林の現況に応じて人工林の針広混交林化、活力ある天然林の育成を行い北海道らしい多様で健全な森林づくりを確立します。

(2) 資源や技術力を活用した地域貢献

地域の林業・木材産業の成長産業化に貢献するためには、安全を確保しながら、限られた労働力で森林整備や木材利用が進むよう、ICT等の先進技術を活用したス

マート林業を地域に定着させる必要があります。

このため、道有林においては、資源や技術力を活用して、全道に広がる道有林の強みを活かして、地域の特性に応じたスマート林業を実践します。具体的には、森林の管理、伐採、木材の利用など様々な分野でICTなどの新たな技術を幅広く活用することにより、森林施業の低コスト化や省力化を進め、地域の木材需要に応じて原木の安定供給を図るとともに、新たな施業にも対応できる林業事業者や人材の育成に取り組めます。

また、環境保全意識の高い企業の森林づくりに対する関心が高まっていることから、ゼロカーボン北海道の実現に向け、カーボン・オフセットを活用した企業と連携した森林づくりを進めます。

さらに、胆振東部地震被災地の森林・林業の再生に貢献するため、植栽試験の成果を踏まえ、地震により崩壊した林地の復旧に取り組み、その成果を一般民有林へ普及します。

ア 森林施業の低コスト化・省力化の推進

〈重点取組事項〉

- ・植栽や下刈り等の労働環境を改善するため、植栽本数の低減や造林作業の機械化など低コスト化・省力化につながる施業方法の実証・普及等に取り組めます。
- ・植栽時期の拡大が期待されるコンテナ苗を活用して、少ない労働者で、効率的に植栽を実施するとともに、下刈りの年数を短縮するため、成長が早いクリーンラーチや、グイマツ雑種F1などのカラマツ類の植栽を推進します。
- ・木材生産の効率化を図るため、ICTハーベスタなど先進的な高性能林業機械の導入を促進するほか、機械での作業が容易な列状の間伐を推進します。

イ 道有林の森林づくりを担う林業事業者の育成

〈重点取組事項〉

- ・事業量の安定的な確保により、地域の林業事業者を育成するため、計画的な事業の発注に努めます。
- ・林業事業者による計画的な雇用の確保や設備投資を促進するため、林業事業者と長期の協定を締結し、道有林内の一定の区域において連携して森林整備に取り組めます。

ウ 地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給

〈重点取組事項〉

- ・地域の木材需要に応えるため、計画的な原木供給を基本とするとともに、地域の木材需給動向が急激に変化した場合には、必要に応じて原木供給の弾力的な調整を

実施します。

- ・地域の木材需要に応えるため、素材生産事業者や木材加工工場等と協定を締結し、トドマツ大径木、林地未利用材、森林認証材、広葉樹材などの原木を供給します。

エ 企業と連携した森林づくりによるゼロカーボン北海道への貢献

〈重点取組事項〉

- ・環境保全意識の高い企業と連携した森林づくりを進めるため、オフセット・クレジットを共同で販売している市町と連携してクレジットの販売に取り組みます。

オ 胆振東部地震被災地の復旧

〈重点取組事項〉

- ・植林などの実証試験を実施するほか、率先して被災地の復旧を進め、地域の森林所有者等に復旧方法を普及します。

カ 道有林の森林づくりを担う人材の育成

〈重点取組事項〉

- ・天然力を活用した森林づくりを新たに確立するために、天然林を見極める確かな目、自然の力を引き出す技術、創意工夫の精神などの知見や技術の継承に努めるとともに、ICTなどの最新技術を取り入れ、技術力の向上を図ります。

5 計画の長期的目標

森林づくりには、長い期間を要することから、基本方針である「森林の現況に応じた多様で先導的な森林づくり」と「資源や技術力を活用した地域貢献」のそれぞれについて、目指す姿を示すとともに、今後10年間を見通した数値目標を設定します。

(1) 森林の現況に応じた多様で先導的な森林づくり

〈目指す姿〉

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるためには、原生的な森林や里山等の二次林、溪流沿いにある森林、様々な樹種・林齢の人工林などがバランス良く配置されている森林を育成することが重要です。

このような多様な森林の育成は、自然災害や病虫獣害に対する抵抗力や回復力を高めるとともに、生物多様性を確保するほか、水資源や生活環境の保全、さらには様々な樹種や径級の木材の供給など、地域の多様なニーズに応えることにもつながります。

このため、道有林の整備・管理に当たっては、小流域（河川の支流）を森林施業の基本的な単位として、多様な樹種や林齢、構造からなる林分がモザイク状に配置さ

れている森林の育成を目指します。

(目標設定の考え方)

森林の有する多面的機能の持続的発揮を図るため、発揮を期待する機能に応じて森林を区分し、森林施業の方法や森林を構成する樹種などに着目した分類(育成単層林・育成複層林・天然生林)を行って森林の整備を進める必要があります。

①育成単層林

林種や林齢が同一の樹木により構成される単層の森林

②育成複層林

複層林化した人工林や、施業を行った天然林など、複数の樹種や異なる林齢の樹木により構成される複層の森林

③天然生林

自然の推移にゆだね、天然力の活用により成立・維持される森林

(目標の指標)

森林の区分に応じた適切な森林の整備や保全の実施により望ましい森林の姿に誘導していくことが必要です。このようなことから、「目標の指標」(令和13年度)として次の項目を設定します。

区分	令和13年度	(参考：令和元年度)
育成単層林	110千ha	119千ha
育成複層林	91千ha	82千ha
天然生林	407千ha	408千ha

(誘導の考え方)

① 育成単層林

木材等生産機能の発揮が求められる森林のうち、自然条件や社会的条件が良く、効率的な施業が可能な森林においては、人工林の主伐、再造林を計画的に実施します。また、先行的に路網を整備し、高性能林業機械との組み合わせにより効率的な木材生産を推進します。

公益的機能の発揮が特に求められる一部の森林は、帯状・群状などの部分的な伐採を実施した後、植栽により育成複層林に誘導するほか、間伐により広葉樹が混交している人工林は針広混交林へ誘導することから、面積は減少します。

②育成複層林

抜き伐り等の部分的な伐採を実施した後、植栽等により更新し、間伐などの保育を計画的に実施します。公益的機能の高度発揮を図るとともに、森林づくりに伴い産出された木材の有効活用を図ります。

育成単層林及び天然生林から誘導する森林があることから、面積は増加します。

③天然生林

自然の推移にゆだねて森林を維持し、公益的機能の高度発揮を図ります。
一部の森林は適切な森林施業により、育成複層林に誘導することから、面積は減少します。

(2) 資源や技術力を活用した地域貢献

(目指す姿)

道民生活に木材・木製品の利用が定着し、道有林の森林づくりに伴い産出される木材が有効に活用されることを目指します。

(目標設定の考え方)

地域の多様な木材需要に対応し、林業及び木材産業の適切な生産活動を支えるためには、低コスト森林施業により原木を安定的に供給することが重要です。

(目標の指標)

道有林において、造林から、保育、伐採までの森林施業のサイクルを着実に進めることにより木材を産出し、林業及び木材産業等の健全な発展に貢献することが必要です。

このようなことから、「目標の指標」(令和13年度)として次の項目を設定します。

森林づくりに伴い産出される木材の量

令和13年度 59.5万 m^3

(平成29年度から令和2年度までの実績平均：52.2万 m^3 /年)

※)立木換算

第3 道有林の整備・管理に関する基本的な事項

1 地域の特性に応じた先導的な森林づくりに関する事項

(森林づくりの基本的な考え方)

森林の持つ多面的機能を発揮させるためには、市町村が策定する市町村森林整備計画に示されている、発揮を期待する機能に応じた森林の区分ごとの施業の指針を遵守することが重要であり、森林所有者は、市町村森林整備計画に適合するように森林経営計画を策定することができるものとなっています。

道有林においては、多面的機能を持続的に発揮させるため、全域を公益的機能の発揮を期待する森林（水源涵養林、山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林）に位置づけたうえで、森林経営計画を策定し、発揮を期待する機能に応じた森林づくりを進めます。また、木材生産力の高い人工林がまとまっている地域については、木材等生産林を水源涵養林等と重複して設定し、多面的機能を発揮させます。伐採に当たっては、保護帯の設置や溪流沿いにある森林の保全などの自主基準を設けるなど、公益的機能の高度発揮に配慮した森林づくりを実践します。

(人工林の取扱い)

人工林の約6割は主伐の対象であり、一斉に利用期を迎えているため、画一的に主伐・再造林を進めるのではなく、発揮が期待される機能、森林の生育状況や地形等の自然条件、製材工場までの距離等の社会的条件を勘案し、将来にわたって人工林として維持する森林と、主に自然力を活用して針広混交林等の天然林に誘導する森林に区分して取扱うこととします。

具体的には、植栽木の成長が良い緩傾斜地など、機械化による効率的な木材生産が可能な森林では、齢級構成の平準化に向けて積極的に伐採・再造林を行う単層林施業を推進します。植栽木の成長が良好であっても、保全対象への配慮が必要など公益的機能の発揮が求められる森林では、帯状・群状など部分的な伐採を実施した後、植栽を行う複層林施業を推進します。広葉樹が混交しはじめている森林や法令の制限により施業方法に制約のある森林では、自然の推移にゆだねつつ、必要に応じて間伐を繰り返して針広混交林へ誘導します。

(天然林の取扱い)

天然林については、資源の回復を図るため、伐採を抑制してきましたが、令和2年度（2020年度）に建設された道議会庁舎に原木を供給するために試行的に伐採を行ったところです。今後、公益的機能の高度発揮が求められる森林や、植栽や間伐などの整備を必要とする森林、資源の回復が見られ木材生産が可能な森林に区分して取扱う必要があります。

具体的には、希少野生動植物が生息・生育し、生物多様性の保全が必要な森林、入林者が多く森林景観の保全が必要な森林、急傾斜地など林地保全に配慮が必要な森林な

ど公益的機能の高度発揮が求められる森林については、自然の推移にゆだねて森林を維持します。また、蓄積が少ない疎林や、立木の密度が高いなど整備を必要とする森林については、間伐や植栽など必要な誘導を実施します。木材生産が可能な森林は、針葉樹、広葉樹の大径木に恵まれるとともに、上層、中層、下層にバランスよく多種多様な樹木が配置された森林であり、地域の木材需要を踏まえて、原木を供給することとします。

(1) ICTを活用した森林資源の把握

発揮を期待する機能に応じた森林づくりを進めるためには、まず、植栽木や天然木の現況を把握したうえで、長期的な視点に立って森林を区分し、適切に施業実施箇所を選定後、計画的に事業を実施する必要があります。このため、自然条件や社会的条件を踏まえて、ICTを活用して広範囲の森林資源を効率的に把握する必要があります。

人工林については、集約度や生育状況、路網の整備状況を衛星画像、空中写真、航空レーザ計測やドローン撮影画像などを活用して把握します。

天然林において、計画的かつ持続的な施業を実施するには、伐採可能な資源量を正確に把握し、定期的なモニタリングにより成長量に見合った伐採となっているか確認することが必要なため、ICTを活用して広範囲で効率的に資源量を把握する手法を確立します。具体的には、衛星画像により概略の資源量を広範囲に把握し、資源量が多いと予測される区域を対象に航空レーザ計測や電子実体鏡を活用した調査を実施して、より詳細に把握します。

(2) 積極的な伐採・再造林

植栽木の成長が良く、林道からの距離が近く、面的なまとまりがあり集約的な施業が可能な人工林においては、計画的に伐採と再造林を実施します。特に、傾斜が緩やかな人工林では、林業機械の導入を図ることによって効率的な施業が可能であることから、木材等生産林に区分し、単層林施業を実施します。傾斜が急である等の理由により公益的機能の発揮を高度に求められる森林においては、小面積若しくは帯状の伐採を複数回に分けて行うとともに、伐採後は植栽による確実な更新を図ります。

伐採に当たっては、生物多様性の保全などの公益的機能の発揮に配慮し、伐採面積の縮小を図るとともに、溪流沿いにある森林については保残します。

以上を踏まえて、森林の伐採及び造林に係る計画量は、表3-1、3-2とします。

表 3-1 伐採立木材積及び間伐面積

(材積：千m³、面積：百ha)

区 分	総 計			前期(R4-8)			後期(R9-13)			
	計	人工林	天然林	計	人工林	天然林	計	人工林	天然林	
総計材積	計	5,812	5,602	210	2,835	2,761	74	2,977	2,841	136
	針葉樹	5,259	5,133	126	2,587	2,522	65	2,672	2,611	61
	広葉樹	553	469	84	248	239	9	305	230	75
主伐材積	計	2,320	2,309	11	1,140	1,136	4	1,180	1,173	7
	針葉樹	2,089	2,087	2	999	998	1	1,090	1,089	1
	広葉樹	231	222	9	141	138	3	90	84	6
間伐材積	計	3,492	3,293	199	1,695	1,625	70	1,797	1,668	129
	針葉樹	3,170	3,046	124	1,588	1,524	64	1,582	1,522	60
	広葉樹	322	247	75	107	101	6	215	146	69
間伐面積		439	392	47	219	206	13	220	186	34

表 3-2 造林面積

(面積：ha)

区 分		総 計		前期 (R4-8)		後期 (R9-13)	
総 計		8,697	(14,494)	4,079	(6,549)	4,618	(7,945)
人工 造林	計	8,597	(14,129)	4,037	(6,396)	4,560	(7,733)
	単層林	6,227	(6,227)	3,027	(3,027)	3,200	(3,200)
	複層林	2,370	(7,902)	1,010	(3,369)	1,360	(4,533)
天然 更新	計	100	(365)	42	(153)	58	(212)
	植込み	52	(206)	22	(86)	30	(120)
	搔起し等	48	(159)	20	(67)	28	(92)

※括弧内の数値は区域面積

(3) 天然力を活用した森林づくり

林道から距離が遠い、面的なまとまりが乏しいなど木材生産に適さないほか、広葉樹と混交している人工林は、持続的に多面的機能を発揮させるため、必要に応じて間伐を繰り返し、針広混交林へ誘導します。

天然林において、急傾斜地における林地保全、森林景観の保全、希少な野生動植物の保護等の公益的機能の高度発揮を求められる森林では、原則施業は実施せず保全を図ります。

上層・中層・下層の多段林の様相を呈している天然林においては、伐採後に植栽を実施しなくても、天然更新木が成長し、公益的機能の持続的な発揮が期待できること

から、森林の現況に応じて活力ある天然林を育成し、北海道らしい多様で健全な森林づくりを進める必要があります。このため、ICTを活用して資源を把握し、持続的に施業が実施可能と判断された森林において、試行的な伐採を繰り返すことによって、将来の計画的な伐採に向けた資源把握の精度の向上や天然林伐採の技術の継承を図ります。

蓄積が低い疎林の天然林においては、必要に応じて植栽やかき起こし等により後継樹を確保し、育成複層林に誘導するほか、広葉樹二次林など密度管理が必要な天然林では、適切な間伐を実施します。

関連指標

- ・植栽面積（年平均実面積）
811ha（平成29年度～令和2年度実績：704ha/年）
- ・人工林の針広混交林への誘導面積（令和8年度）
4千ha（令和2年度実績：0ha）
- ・森林づくりに伴い産出される広葉樹材の量（年平均）
5.0万m³（平成29年度～令和2年度実績：4.3万m³/年）

（4）路網の整備

森林の整備・管理に不可欠な路網については、通行車両の種類や用途に応じて林道や林業専用道、森林作業道（施業道）に区分し、環境負荷の低減に配慮しながら合理的な路網配置となるよう整備します。丈夫で簡易な規格・構造とするなどコストの低減を図るほか、コンクリート型枠を道産トドマツの合板とするなど道産木材の利用を促進します。また、林道の橋梁については、老朽化に伴う損傷や強度の低下が見られることから、森林の整備・管理に支障を来さないよう計画的に点検や補修、架け替えを進めていきます。

路網開設に係る計画量は、表3-3のとおりとします。

表3-3 路網開設延長

(km)

区分	総計	前期 (R4～8)	後期 (R9～13)
林道	16	7	9
林業専用道	101	75	26

（5）森林の保全

希少な野生動植物の生息・生育地となっている森林や保護林については、「生物多様性保全の森林」に設定し、モニタリングを行うことにより、適切な保全を図ります。

また、エゾヤチネズミやエゾシカ等の獣害、カラマツヤツバキクイムシやスギノア

カネトラカミキリ等の病虫害を防止・軽減するため、地域の関係機関と連携し、適切な駆除や予防対策を講じます。特に、エゾシカによる森林被害対策については、地域の市町村や猟友会、国有林等と相互に連携し、冬期間の林道除雪による捕獲環境の整備や同時期に集中的に捕獲する「一斉捕獲」のほか、地域のエゾシカ加工施設等に生体を供給するため、囲いワナによる捕獲を進めます。

(6) 森林の管理

公有財産である道有林を適正に管理するために、入林者の安全の確保や隣接する土地の所有者とのトラブルを防止するため、林野火災の警防や隣地との境界を示す境界標の計画的な保全・復元、森林の被害調査、林道施設の定期的な安全点検などを実施します。

また、高山植物や希少野生動植物の不法採取、廃棄物の不法投棄等の違法行為を防止するため、効果的な巡視活動や林道ゲートの保守・保全、監視カメラの設置などを行います。

さらに、森林レクリエーションや観光等に利用されるよう、観光地へのアクセス道や遊歩道を整備します。

道有林においては、公益性を重視した森林づくりを推進する観点から、森林面積の約9割を水源の涵養^{かん}や土砂の流出の防備等を目的とした保安林に指定しており、また、その約1割は、国民の保健・休養や生物多様性の保全のための自然公園等に指定されていることから、こうした森林が確実に保護・保全されるよう森林の適切な整備・管理を行います。

具体的には、治山事業等の実施により、機能の低下した森林の整備や治山施設の設置を行うとともに、老朽化が進む既存の治山施設について、適切な維持管理・更新等により長寿命化を図ります。工事に当たっては、コンクリート型枠を道産トドマツの合板とするなど道産木材を率先して利用します。

道民が安全で快適に森林を利用できるよう、現地に関する情報の提供や事故防止等に向けた普及啓発を行い、入林者の利便性やマナーの向上を図ります。

また、森林被害対策として、狩猟者によるエゾシカの捕獲を促すため、国有林と連携し、狩猟者が一度の申請で全ての道有林や国有林に入林可能となる「一括入林手続き」を行うとともに、冬期間の除雪路線や利用期間に関する情報を道のホームページで公開するなど、狩猟者の利便性の向上を図ります。

2 技術力・資源を活用した地域貢献に関する事項

先導的な森林づくりを将来にわたって実施していくためには、低コスト化・省力化された施業を実施できる林業事業体や産出された原木を有効に活用する製材工場等との

連携が不可欠です。こうした地域の関係者とともに、道有林の森林づくりを普及することにより、地域の林業・木材産業の健全な発展に繋がります。

道有林において、利用期を迎えるトドマツ人工林を活用して、造林・保育作業の軽労化やトドマツ大径木の付加価値向上に取り組む林業事業者の育成や、地域の製材工場等の需要に応じた原木の安定供給などに取り組むとともに、こうした取組の意義や具体的な方法を、地域に普及することにより、道産トドマツ材の安定供給に繋がります。

また、森林は、原木を供給する木材生産機能だけでなく、保健・レクリエーション機能、二酸化炭素の吸収や炭素を固定する地球環境保全機能を有しており、これらの機能を発揮させ、条例に位置づけられた木育の推進や山村地域における就業機会の確保に貢献する必要があります。このため木育活動の場としてフィールドを提供するほか、間伐により発生した二酸化炭素の吸収量をクレジット化し、市町村と連携して販売活動を展開するなどにより、地域に貢献する取組を進めます。

(1) 森林施業の低コスト化・省力化の推進

効率的に事業を実施するため、事業実施前に先行して路網を整備し、間伐や主伐などの伐採、造林、保育等の施業について、林班単位で集約して実施します。

人力に頼ることが多い植栽や下刈り等の労働環境を改善するため、植栽本数の低減や林業機械の導入により、低コスト化・省力化につながる施業方法の実証・普及等に取り組めます。具体的には、傾斜が緩やかな人工林伐採跡地において、植栽後に下刈り用の機械が林内を走行できるよう、林内作業路を設けて大型機械により地拵えを実施する造林・保育作業の実証・普及を進めます。

また、植栽が容易なコンテナ苗を活用して、効率的に植栽を実施するほか、下刈りの年数を短縮させるため、成長が早いクリーンラーチや、グイマツ雑種 F1 などのカラマツ類の植栽を推進します。

木材生産の効率化を図るため、ICTハーベスタなど先進的な高性能林業機械の導入を促進するほか、機械での作業が容易な列状の間伐を推進します。

一般民有林の森林整備が図られるよう、森林所有者と協定等を締結し、林業専用道等の共同使用や立木販売の共同実施など共同施業・共同出荷を実施します。

さらに、植栽に必要な優良な林業用種苗の安定的な生産に資するため、道有採種園を整備します。

関連指標（令和8年度）

・コンテナ苗利用本数

500千本（平成29年度～令和2年度実績平均：80千本/年）

(2) 道有林の森林づくりを担う林業事業者の育成

カラマツ類のコンテナ苗の植栽など、森林施業の低コスト化・省力化を進めるとと

もに、木材加工工場と連携して大径木の付加価値向上など先導的な取組を実施するためには、機械の導入や雇用の確保に取り組む地域の林業事業体を育成する必要があります。こうした林業事業体を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要であることから、計画的な事業の発注に努めます。また、林業事業体による計画的な雇用の確保や設備投資を促進するため、林業事業体と協定を締結し、道有林内の一定の区域において複数年にわたって連携して造林や保育、伐採などの森林整備に取り組みます。

北海道立北の森づくり専門学院における人材の育成を図るため、実習用のフィールドを提供します。

さらに、地域において、経験と技術を有する人材を育成・確保するため、市町村や林業関係団体、林業事業体を対象に技術研修会や現地検討会を開催するとともに、労働災害の未然防止に向けて労働安全衛生に関する指導・助言に努め、道有林野事業の安全衛生の成績が優秀な林業従事者を表彰します。

関連指標（令和8年度）

- ・ 林業事業体と複数年にわたる協定を締結し森林整備を実施し供給する木材の量
11.3 万 m^3 （平成 29 年度～令和 2 年度実績平均：4.0 万 m^3 /年）

（3）地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給

地域の木材需要に応えるため、計画的な原木供給を基本としますが、地域の木材需給動向が急激に変化した場合には、必要に応じて原木供給の弾力的な調整を実施します。

道有林の木材を伐採し製材工場等に供給する事業者が、適期に適量の原木を製材工場等に供給できるよう、立木で販売することとし、地域の木材需給の動向等を踏まえ、適切なロットで販売するよう努めます。

近年、地域の木材需要は増加傾向にあるとともに、建築用材や家具材の需要など、地域の実情を踏まえて、原木を安定的に供給することが求められています。また、地域の林業・木材産業の発展のためには、道有林から供給された原木が、地域で加工され、付加価値を高めて販売されることが重要です。このため、木材の高付加価値化に取り組む素材生産事業者や木材加工工場等と協定を締結し、トドマツ大径木、林地未利用材、森林認証材、広葉樹材などの原木を供給します。

地域への森林認証材の安定的な供給に向けて、C o C 認証事業者に限定した入札による立木販売を一層推進するとともに、森林認証の取得や活用に取り組む地域においては、要望を踏まえ、森林認証の取得を検討します。

また、地域の公共施設の木造化・木質化を進めるため、関係者と協定を締結し、原木を供給します。

(4) 企業と連携した森林づくりによるゼロカーボン北海道への貢献

ゼロカーボン北海道の実現に向けて、カーボン・オフセットなど森林吸収源対策に関心を持つ企業が増加していることから、企業と連携した森林づくりを進めます。具体的には、オフセット・クレジットを共同で販売している市町と連携してクレジットの販売に取り組みます。

関連指標（令和8年度）

・オフセット・クレジット販売量（累積）
4千t-CO₂（令和2年度：1千t-CO₂）

(5) 胆振東部地震被災地の復旧

平成30年(2018年)9月に発生した胆振東部地震の道有林の被害面積は、1,882haであり、胆振東部地震被災森林復旧指針に基づき、自然条件や社会的条件などに応じて植栽や自然回復などの復旧手法を適切に組み合わせて、効率的・効果的な森林復旧を進め、地域の森林・林業の再生に貢献します。

道有林内に森林造成実証試験地を設定し、試験により得られた知見を活用して森林造成を実践するとともに、地域の森林所有者等に復旧方法を普及します。また、一般民有林と隣接した被災森林を復旧できるよう境界の復元を図ります。

(6) 道有林の森林づくりを担う人材の育成

広葉樹の伐採をはじめとした天然林施業や最新のICT、低コスト化・軽労化施業など道有林の管理運営に必要な知識や技術を有する人材を育成するため、実践的なOJTなどの充実を図るとともに、試験研究機関や森林管理局等との情報共有を進めます。

(7) 道有林の活用

本道の森林づくりに対する道民の理解と参加を促進するため、木育マイスターや企業等による森林体験学習や、市民団体による森林ボランティア活動、小中学校の林業現場見学等の木育活動の場として道有林のフィールドを積極的に提供します。

特に魅力的な自然景観を有する等、観光資源としての活用が期待される箇所については、市町村など関係機関と連携し、情報発信や環境整備に努め、地域の振興に貢献します。

また、地域の様々な要請に応え、資源を最大限に活用するため、山菜などの特産林産物の販売に取り組むとともに、アイヌ伝統工芸品の原材料の供給に努めます。さらに、地域産業の振興に貢献するため、森林施業への影響や公共性・公益性を勘案した

うえで、鉱物採掘用地や地熱、風力の再生可能エネルギー利用による発電等の場として道有林の貸付けを行います。

第4 計画の推進体制

1 推進体制

本計画は、地域住民や地域の林業関係団体はもとより、農業や水産業、観光業などの他産業の関係者とも連携を図り、道民全体の理解を得ながら推進する必要があります。

このため、地域における意見交換会や道民に対するアンケート調査の実施などにより、道民の意見を把握し、森林の整備・管理に反映するよう努めるとともに、道有林が所在する市町村との意見交換会や連絡協議会等を通じて、地域課題の解決に向けた取組や各種施策の推進を図ります。このほか、森林管理局との北海道林政連絡会議や地域林政連絡調整会議等を通じて、国有林と民有林が連携した森林づくりに取り組みます。

2 整備管理計画の策定

各総合振興局長及び振興局長は、本計画に基づき、管理区ごとに、道有林の整備及び管理に関する計画を策定します。策定に当たっては、地域森林計画や市町村森林整備計画との調和を図るとともに、地域の特性を踏まえつつ、目指す森林の姿や施業方法、計画量等を定めるものとします。

3 推進管理

本計画の実効性を確保するため、道有林野事業の実績や進捗状況について、毎年、点検・評価を行い、その結果を次年度の事業に反映するなど、PDCAによるマネジメントを行います。